

ETC 関連技術の活用に関する研究会による「ETC 車載器機器番号の活用について」のポイントは以下のとおり

1 . 経緯

- ・平成 15 年度に、ETC 関連技術を有料道路の料金徴収以外の目的で活用する方策について、セキュリティの確保及び個人情報保護の観点から専門的に検討する場として ETC 関連技術の活用に関する研究会を設置。
- ・同研究会では、ETC 車載器の一部機能を利用する場合、ETC 本体のセキュリティレベルに影響を与えない範囲で必要な情報が提供されることは望ましいと結論。
- ・その後、この結論を踏まえ、民間コンソーシアムであるスマートウェイパートナー会議は利用車番号方式を開発。

2 . 利用車番号方式の仕組み等

- ・利用車番号方式とは、機器番号から利用車番号を生成し、これを契約者データベースと照合・認証した上でサービスを提供する仕組み。
- ・利用車番号方式の特徴
機器番号は公開不要。
万一、利用車番号が漏洩しても他のサービス提供事業者への影響は遮断。
通信回線の敷設、専用データベース装置等は不要。

3 . 新サービスに係るセキュリティと個人情報保護への配慮

(1) セキュリティへの配慮

- ・民間事業者等のサービス提供事業者が必要なセキュリティ対策を実施。
- ・サービス提供事業者は、利用者が利用車番号方式の仕組み、利用方法、留意事項について十分理解できるような必要な措置を実施。

(2) 個人情報保護への配慮

- ・原則として、サービス提供事業者は個人情報保護法に規定された義務を履行。